

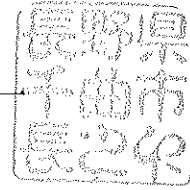
千曲市訓令第7号

本 庁
出先機関

千曲市職員の綱紀及び職務執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月24日

千曲市長 小 川 修



千曲市職員の綱紀及び職務執行に関する規程の一部を改正する訓令

千曲市職員の綱紀及び職務執行に関する規程（平成15年千曲市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号ウを次のように改める。

ウ 公印を押すときは、公印取扱者に決裁文書及び所要事項を記入した公印押印整理簿を提示し、確認を受けてから押印する。

別表中

「

総務部担当部長、総務部所属課長等、 会計管理者及び会計課長並びに他の服 務管理者の属する部に属さない課長等	総務部、課等及び会計課に所属する職員 並びに他の服務管理者及び服務管理補 佐が担当しない職員
企画政策部所属課長等	企画政策部、課等に所属する職員
市民環境部所属課長等	市民環境部、課等に所属する職員
健康福祉部担当部長及び健康福祉部所 属課長等	健康福祉部、課等に所属する職員
次世代支援部所属課長等	次世代支援部、課等に所属する職員
経済部所属課長等	経済部、課等に所属する職員
建設部担当部長及び建設部所属課長等	建設部、課等に所属する職員
議会事務局所属課長等	議会事務局、課等に所属する職員
教育委員会部局担当部長及び教育委員 会部局所属課長等	教育委員会部局、課等に所属する職員

」を

「

総務部担当部長、総務部所属課長等、 会計管理者及び会計課長並びに他の服 務管理者の属する部に属さない課長等	総務部及び会計課に所属する職員並び に他の服務管理者及び服務管理補佐が 担当しない職員
企画政策部担当部長及び企画政策部所	企画政策部に所属する職員

属課長等	
市民環境部所属課長等	市民環境部に所属する職員
健康福祉部所属課長等	健康福祉部所属する職員
次世代支援部所属課長等	次世代支援部に所属する職員
経済部所属課長等	経済部に所属する職員
建設部所属課長等	建設部に所属する職員
議会事務局所属課長等	議会事務局に所属する職員
教育委員会事務局担当部長及び教育委員会事務局所属課長等	教育委員会事務局に所属する職員

」に

改める。

附 則

この訓令は、令和6年5月24日から施行する。